

独立行政法人福祉医療機構・福祉医療貸付事業の概要 及び令和7年度予算案等について

令和7年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部 事業統括課

福祉医療機構の業務について

1.独立行政法人福祉医療機構の概要

福祉医療機構の概要

1 設立

- 平成15年10月1日
- 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

※ 前身は、社会福祉事業振興会(昭和29年)、医療金融公庫(昭和35年)

2 所在地

(本 部) 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル1・9・10階
(大阪支店) 大阪府大阪市中央区南本町
3-6-14 イトウビル3階

3 主務大臣 (主務省所管課等)

厚生労働大臣

社会・援護局福祉基盤課
医政局医療経営支援課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
年金局資金運用課
労働基準局労災保険業務課
健康局難病対策課

内閣総理大臣

こども家庭庁こども成育局母子保健課

4 資本金

3,538億円 (全額政府出資金)
(令和6年4月1日現在)

5 役職員数

309人
理事長、理事3人、監事2人 (うち非常勤1人)
職員303人 (令和6年4月1日現在)

経営理念 (民間活動応援宣言)

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

福祉医療貸付事業

福祉・医療施設の建築資金や
運営のための資金を融資

心身障害者扶養保険事業

障害のある方が安心して生活を
送るための一助となる
相互扶助による保険



退職手当共済事業

社会福祉施設等でお勤めの方への
退職手当金を支給



福祉医療の専門機関として
地域力の向上に向け、
幅広く総合的に応援します



年金担保債権管理回収業務等

年金受給権を担保にした
融資資金の管理回収



社会福祉振興助成事業

こどもの未来応援基金事業
NPO等への助成事業を通じて
地域を支える福祉活動を支援



経営サポート事業

福祉・医療施設への経営セミナー・
コンサルティングによる経営支援



旧優生保護法補償金等支払等業務 ハンセン病患者家族補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方
への補償金等の支給、ハンセン病患者家族に
対する補償金の支給

2.独立行政法人福祉医療機構の概要・役割



厚生労働省



こども家庭庁

福祉・介護サービスの基盤整備

子育て・保育サービスの基盤整備

良質かつ効率的な医療サービスの提供

【政策目的】

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

社会福祉施設職員等の待遇改善

障害者等の自立支援

等



独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付事業

社会福祉施設、医療施設等に対して建築資金や運営のための資金を融資

福祉医療経営指導事業

融資を通じて蓄積したデータを活用し、福祉医療施設の安定経営を支援

福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供

社会福祉振興助成事業

助成事業を通じてNPO等が実施する地域を支える福祉活動を支援

退職手当 共済事業

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を実施

心身障害者 扶養保険事業

地方公共団体（都道府県・指定都市）が実施している心身障害者扶養共済制度により、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を機構が保険

承継年金住宅 融資等債権 管理回収業務

年金資金運用基金が行っていた、年金住宅等融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

年金担保債権 管理回収業務

厚生年金保険又は国民年金の支払を受けている方に行っていた融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

労災年金担保 債権管理回収 業務

労働者災害補償保険制度に基づく年金の支払を受けている方に行っていた融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

ハンセン病 元患者家族 補償金支払等 業務

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の支払に関する国からの委託事務を実施

旧優生保護法 補償金等支払等 業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づく一時金の支払に関する国からの委託事務を実施

3.福祉医療貸付事業の目的・貸付制度内容等

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和7年度当初予算額

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
2,309	1,946	363	200

社会福祉事業施設等貸付事業 利子補給金

2,710,768千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設(注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利(注2・3)	年1.4%~2.4% (年1.5%~2.1%)	年1.4%~2.4% (年1.5%~2.1%)
償還期間(注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。

(注3) 貸付金利は令和7年3月3日現在の建築資金【20年以内】の金利。()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。



貸付契約実績

(単位：億円)

区分	令和4年度(実績)		令和5年度(実績)		令和6年度(当初計画)		令和7年度(計画)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉貸付事業	569	1,235	555	1,169	—	1,317	—	1,300
医療貸付事業	91	1,289	62	881	—	1,137	—	1,164
合計	660	2,525	617	2,049	—	2,454	—	2,464



※新型コロナウイルス対応支援資金を除く

4. 福祉医療貸付事業の金利表記の変更

貸付金利の表記の変更

金利優遇を分かりやすく表す観点から、令和7年度より利率の表記について次のとおり変更いたします。

福祉貸付事業

区 分	現行	見直し後の貸付金利表記
設置・整備資金	基準金利+0.5%	基準利率
経営資金	基準金利+0.8%	基準利率

医療貸付事業

区 分	現行	見直し後の貸付金利表記
新築資金・ 増改築資金	基準金利+0.5%	基準利率
機械購入資金・ 長期運転資金	基準金利+0.8%	基準利率

福祉貸付事業について

1. 福祉貸付事業の概要

貸付制度の特徴

地域における社会福祉施設の基盤整備を支援

- 特別養護老人ホーム、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」で融資します

貸付制度の主な融資対象施設と貸付の相手方

	施設種類	施設・事業等
対象施設	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護支援事業所、老人介護支援センター etc
	障害者福祉施設等	障害者支援施設、生活介護事業所、共同生活援助事業所、就労継続支援事業所、自立生活援助事業所、就労定着支援事業所 etc
	児童福祉施設	保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業 etc
相手方※	社会福祉法人、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、NPO法人、営利法人等	

※貸付対象施設等により、相手方が異なる

貸付制度の主な内容

区分	貸付金の種類	貸付利率 ※1・2	償還期間※3
福祉貸付事業	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	年1.4%~2.4% (年1.5%~2.1%)	20年以内

※1 貸付利率は施設種類、償還期間等によって異なる。

※2 貸付利率は令和7年3月3日現在の建築資金【20年以内】の金利。（ ）内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

※3 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスの耐火構造は30年以内。

○上記の通常の融資メニューのほか、R7年度より新設される融資メニュー、社会福祉施設の耐震化整備など、様々なニーズに対応する優遇融資メニューを準備しています

2-1.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る優遇融資

R7年度より新設

施設入所者の削減及び地域生活に向けた機能強化の推進を支援するため、入所定員削減を伴う障害者支援施設の施設整備事業及び定員削減に資する施設・事業等（共同生活援助・短期入所施設）を一体的に整備する事業に対し、以下の優遇融資を実施

《対象となる施設》

◎入所定員削減を伴う障害者支援施設、共同生活援助・短期入所事業
（共同生活援助・短期入所事業は入所定員削減を伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る）

融資条件	優遇融資	通常の条件
融資率	90%	80%

こども誰でも通園制度に係る融資制度

R7年度より新設

安心して子育てできる支援体制の一層の確保につながるよう、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）に対する融資制度の創設を実施

融資条件	新たな融資条件
貸付の相手方	法人
資金種類	建築資金、設備備品整備資金、土地取得資金、経営資金
融資率	80%
貸付利率※	1.9%（建築資金、設置備品整備資金、土地取得資金）
償還期間	20年以内
据置期間	2年以内

※償還期間20年全期間固定の場合（令和7年3月3日時点）

2-2.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資

R7年度より拡充

社会福祉法人に対する「合併等の際に必要な経営資金」を優遇対象にしているところ、希望する法人が円滑に協働化・大規模化に取り組むことを推進するため、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	現在の条件
償還期間 (据置期間)	(協働化・大規模化(合併等)の際に必要な 経営資金) 10年以内 (1年以内)	8年以内 (1年以内)
融資率	90%	同左
貸付利率※4	(協働化・大規模化(合併等)の際に必要な 経営資金) 1.2%	1.5%

※1 法人単位での融資とする

※2 協働化については、社会福祉連携推進法人に限る

※3 会計監査人の設置等に必要な経営資金、経営不振状態の法人に対する融資条件は現行通り

※4 令和7年3月3日時点

2-3.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資

R7年度まで優遇措置期間の延長

保育所等の整備を引き続き促進するとともに、放課後児童クラブの整備を加速化プランの期間中（令和8年度末まで）に達成できるよう、以下の優遇融資を実施

《対象となる施設》

◎保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、企業主導型保育事業、認可外保育施設（安心こども基金又は保育対策総合支援事業費補助金からの補助を受けて整備するものに限る。）、放課後児童健全育成事業、**こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）**

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	95%	75・80%
貸付利率※	1.9% (据置期間中無利子)	1.9%
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内

※償還期間20年全期間固定の場合（令和7年3月3日時点）

2-4.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇融資

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今後想定される感染症発生に向け、感染症発症者用の個室の設置や陰圧・空調整備等を伴う施設整備を行う社会福祉施設等に対し、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の条件
融資率	95%	70~80%
貸付利率※	1.9%	1.9~2.4%

※償還期間20年全期間固定の場合（令和7年3月3日時点）

都市部における社会福祉施設等の整備に係る優遇融資

都市部における社会福祉施設等の整備（土地取得資金を含む）の推進を支援するため、当該地域の整備事業について、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の条件
融資率	90%	70%~80%
償還期間 【耐火構造（準耐火含む）の場合】	30年以内	20~30年以内
据置期間 【耐火構造（準耐火含む）の場合】	3年以内	2~3年以内

- （※1）対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設のうち、単独型の有料老人ホームを除いた施設
- （※2）対象となる建物は、建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延べ床面積が70%以上利用されていること又は整備する建物の階数が4階以上である場合に限る
- （※3）対象となる地域は、首都圏整備法首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県、福岡県又は指定都市若しくは中核市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

2-5.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

社会福祉施設等の防災・減災のために行う整備に対する優遇融資

社会福祉施設等の防災・減災に係る整備事業について、以下の優遇融資を実施

対象となる事業	融資条件	優遇融資	通常の条件
<ul style="list-style-type: none"> 高台移転整備事業 (南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業 	融資率	95%	70~80%
	貸付利率※1	全期間無利子※2	1.2~1.7%
<ul style="list-style-type: none"> 耐震化整備事業 スプリンクラー整備事業 	融資率	95%	70~80%
	貸付利率※1	1.9% (据置期間中無利子) ※2	1.2~1.7%

※1償還期間20年全期間固定の場合（令和7年3月3日時点）

※2無利子の対象となる整備事業は、国庫補助等対象事業

3.令和7年度（2025年度）福祉貸付事業の事業計画

福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画（案）

（単位：億円）

区 分		令和6年度 当初予算額	令和7年度 予算額（案）	対前年度 （建築資金等）	
				増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,317	1,300	△17	△1.3%
	資金交付	1,454	1,190	△264	△18.2%
医療貸付	貸付契約	1,137	1,164	27	2.4%
	資金交付	1,061	1,119	58	5.5%
合 計	貸付契約	2,454	2,464	10	0.4%
	資金交付	2,515	2,309	△206	△8.2%

4-1.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

地方公共団体との連携の強化について

(1) 意見書の交付について

- 福祉貸付事業においては、事業者からの借入申込を受け付けるにあたり、**意見書の作成**をお願いしております。整備事業における各種計画等との整合性、事業者の適格性、当該事業に対する補助、当該事業の必要性などについて、ご記載いただきますようお願いいたします。

※意見書の交付につきましては、「社会福祉・医療事業団の福祉貸付資金借入に係る事務手続等について（昭和63年3月31日社施第57号）」に基づき、各自治体の皆様に発行を依頼しております。

(2) 事前着工の取扱いについて

- 貸付内定前に今次計画に係る工事請負契約又は着工を行った場合は**融資対象外**となります。事業者に対しては、早期段階に当機構に相談をするよう事業者にご案内いただくようお願いいたします。

(3) 災害復旧資金にかかる経営資金について

- 災害により被害を受けたお客様に対して災害復旧資金の特別措置を講じております。

- 当機構への融資を希望する事業者の計画を円滑に進めるため、自治体の皆様の協力が不可欠となりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

4-2.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

当機構からのご依頼について

福祉貸付資金借入金申込予定額等調査（需要調査）について

- 令和7年度につきましても、「福祉貸付資金借入金申込予定額等調査（需要調査）」を実施させていただきます。

※令和7年度需要調査における調査内容

1. 令和7年度を整備初年度とする計画（当機構の申込予定の有無関係なくご教示ください）
 2. 令和6年度以前の計画で、当機構への借入申込手続きが未了であり、令和7年度中に借入申込手続きを予定している計画
- ご回答につきましては、**令和7年3月24日（月）**までに電子メールにてご送付いただけますと幸いです。（調査依頼については3月5日に電子メールでお送りしていますが、万が一、お手元に届いていない場合は下記照会先までご連絡ください。）

- 福祉貸付事業の計画的な推進及び当機構における福祉貸付資金の予算確保を図るため、当機構で各自治体における整備計画等を把握することが重要となりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

○何かご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【照会先】

独立行政法人福祉医療機構 上席推進役 推進課 電話 03-3438-9283

4-3.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

その他

(1) WAMホームページ掲載資料について

- 当該融資制度に係る各種資料について、当機構のホームページに資料の掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

【福祉貸付事業のトップページより】

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>

- ☞ 「融資のご案内」
- ☞ 「融資のポイント（融資相談から事業完成まで）」
- ☞ 「融資相談票（直接貸付用）」
- ☞ 「協調融資のご案内」

など

融資のご案内	申請様式集
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 融資制度のあらまし ▶ 福祉医療貸付事業に係る融資方針（PDFファイル） ▶ 融資のご案内（パンフレット等） ▶ 金利情報 ▶ 融資相談について ▶ 融資のポイント（ガイドライン） ▶ 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みについて ▶ 【参考】福祉・医療施設の建設費・経営指標について 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉貸付資金借入申込書類 ▶ 福祉貸付資金契約届出関係書類 ▶ 福祉貸付資金借入申込書類（代理貸付）

(2) 制度周知について

- 施設整備を希望する事業者向けの説明会、被災地での融資説明会、出張またはWebによる融資相談などを承ります。お気軽にお問い合わせください。